

ZEIKEN

税研®

2025年1月
Vol.40-No.5

租税の総合専門誌 [隔月刊]
公益財団法人 日本税務研究センター

金子宏先生の思い出 —金子宏東大名誉教授追悼特集—

特集

「金子宏先生との学問的交流」

村井 正

「金子宏先生に導かれて」

神野直彦

「金子宏先生を偲ぶ」

玉國文敏

「金子宏先生の思い出」

水野忠恒

「金子宏先生の思い出」

岩崎政明

「国際課税とシャウプ勧告—思い出と感謝」

藤井保憲

「金子宏教授の思い出」

神津信一

「金子宏先生と故郷、上田」

金子元昭

CURRENT ISSUE-識者に聞く▶▶

「翁百合税制調査会会長に聞く

—経済社会の構造変化に対応した税制構築に向けて—

出席者:翁 百合、西村 新

論壇▶▶

「越境リモートワークにおける

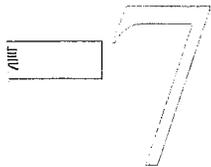
ホームオフィスの恒久的施設該当性」

宮本十至子



保存

JAPAN TAX
RESEARCH
INSTITUTE



金子宏教授の思い出

神津信一 ● 日本税理士会連合会顧問・名誉会長

先生との出会い

2011年、私が東京税理士会（以下「東京会」といいます）会長に就任した年に、若年会員の中から税理士会の将来を担う幹部候補生を育成しようと、セミナーとレポート、グループディスカッション方式による年間50名限定の、税理士会員向け講座（通称「A-Zセミナー」）を企画しました。

租税法の講師は金子宏先生にお願いしました。講座では、租税法のほかにも、行政法、憲法、民法、更には衆議院法制局による法律作成のお作法まで幅広く扱い、「キラ星のような大家」による税理士垂涎の内容でした。

金子先生の講座を受講できた税理士は幸せであったと確信します。先生の魂から絞り出される小さなお声に耳をそばだたせ、一言一句聞き漏らさない集中力で過ごした時間は宝石のような時間でした。

金子先生とは以前にも東京会の研修講座でお会いしていましたが、大勢の中で名刺交換をさせていただきただけであるのに、次にお

会いした時は「神津さん」と声を掛けていただいたのは感激しました。天下の金子宏先生が自分の名前を憶えてくださっている。ズキーンでした。

金子先生と租税法—私とのご縁を含めて

税理士会会長は毎年新年号会報で新春対談を行います。私の時は金子先生に白羽の矢を立ててお願いしたところ、東京会会長時代と日本税理士会連合会（以下「日税連」といいます）会長時代の2回、快くお引き受けいただきました。（東京会会報2013年1月号）（日税連会報2016年1月号）

先生は長野県上田市のご出身、上田市を代表する地域の有名企業「シナノケンシ⁽¹⁾」のご一族です。

私は父が長野県佐久市出身で先生は私の叔父に当たる画家神津港人⁽²⁾氏のことをよくご存じで、バラの花の油絵が大好きであるとか、私との雑談の中で思い出を語られました。そのような信州つながりもあり対談はスムーズに進みました。

(1) シナノケンシ株式会社1918年創立、本社長野県上田市。シルク事業から起業して、現在ロボット、人工衛星向け制御装置まで製作する電子機器製造事業者。海外にも幅広く事業展開。資本金6億5千万円。年商514億円、社長金子行宏氏。

ご出身の上田中学は戦争中にもかかわらず英語教育に熱心で、担任の先生の影響もありいい環境下で英語の勉強ができたことも功を奏し、東京大学法学部に進学されました。

大学ご卒業と同時に助手となり、最初は行政法の勉強をなさったそうです。恩師の杉村章三郎⁽³⁾先生が租税法も担当されたこともあり、そのご縁で租税法を専攻することとなり、今日に至ります。

シャープ博士とのご縁が強く、助手としてシャープ勧告に触れたこともあり、星の導きのような形でニューハンプシャーのご自宅に招かれ、さまざまな問題について教えを受けたことを伺いました。

そのようなご縁で、日本に独立した法分野としての租税法の本格的な研究と教育が始まるきっかけとなったことなど、優しい眼を輝かせてお話しくださいました。

聞き入るうちに、私もシャープ博士とお目にかかり、自宅に招待されているかのような錯覚に陥るかのような素晴らしいお話でした。

今日の我が国の租税法の萌芽期からのお話を、金子先生から直接拝聴することができたのは、私も歴史の伝承者であるかのごときであり、同時に栄えある金子門下生の一員になれたと勝手に思い、誇りに思えた瞬間でした。

租税法というといかにも難しい印象を持たれがちではありますが、政治学の丸山眞男⁽⁴⁾先生の言葉を引用されて「学問とは遊びの要素が必要」とおっしゃり、面白いことを取り入れることがアイデアとして必要であるこ

となど、ご示唆に富んだお話を聞き、時の経つのを忘れました。

国と納税者をできる限り 対等な関係に

2013年の日税連会報での対談では、国税通則法の税務調査手続等を含む大規模な改正が行われた時期であり、この評価について先生にお聞きすることができました。

まず税理士会の意見が反映された、前向きな画期的改正であったとのお言葉をいただき、納税者の権利の拠りどころとなる「事前通知制度」(74条の9)が創設されたこと、「更正の請求」の期間が国側と納税者側で公平となったこと、等々の高い評価をいただきました。

先生は前述杉村章三郎先生の「租税をめぐる納税者と国の関係は、公法上の債務関係である」を引用されて、国の側が圧倒的な力を持った関係であった、と述べられて、付け加え、しかし、今回の改正は、「対等になりうる方向にグイッと舵を切ったといえるでしょう」とまで誉めていただきました。

さらには、金子先生が最初の講義の口火を切っていただいた、A-Zセミナーの近況についてのお尋ねがあり、おかげさまで順調に推移している旨をお話ししたところ、とても喜んでいらっしゃいました。

なお、セミナーは現在も順調に継続しており、東京会と支部の役員人材の育成に貢献しています。これも金子先生の遺産の一つとし

(2) 神津港人(こうづ こうじん)氏は、日本の洋画家。長野県北佐久郡志賀村(現佐久市志賀)出身。神津豊助の次男。1912年東京美術学校卒業。1889年12月21日生～1978年4月7日没。

(3) 杉村章三郎(すぎむら しょうざぶろう)氏は、日本の法学者。法学博士。専門は行政法・租税法。東京大学名誉教授、青山学院大学名誉教授。1900年9月7日生～1991年12月2日没。

(4) 丸山眞男(まるやま まさお)氏は、日本政治思想家。東京大学名誉教授。1914年3月22日生～1996年8月15日没。

て大事に育ててまいります。

税理士制度の役割

対談の中で、申告納税制度と税理士の役割についてお聞きしました。

先生は、「申告納税制度は、昭和22年所得税・法人税等の直接税の分野で採用され、導入の目的は、納税者の激増に対処するための制度であったともいえるが、納税者が自らの税額を自ら計算して納付するという、民主的な租税の考え方にふさわしいものであると考えられていました。」と述べられました。

しかし、理想と裏腹になかなか定着しませんでした。そこに昭和24年シャウプ使節団の来日があり、シャウプ使節団はその勧告において、1) 納税者の税務代理について改善を求め、2) 税務代理士制度の重要性と税務代理士の水準を高めることを求め、3) 税務代理士の業務独占の勧告を行いました。

この勧告に基づき昭和26年から、税務の職業専門家として税理士法が制定され、今日に至っており税理士制度が確立されたのです。

シャウプ勧告の注目すべきところは、税務代理士制度の重要性と、税務代理士における申告水準の改善が必要であることを強調のうえ対策を勧告し、税務代理士の業務独占を推奨していることにあります。本勧告に基づき、税務の職業専門家として、税理士法が制定されたとシャウプ勧告から税理士法制定までの流れを整理して述べていただきました。

今では8万人を超える税理士が難関な資格取得試験をクリアしてその水準は高く維持されており、我が国の申告納税制度を支えています。

税理士制度の申告納税制度における役割は今日重要な位置を占めていますが、その原点は税務代理士法から税理士法に進化させた

シャウプ勧告にあり、その流れにつぶさに同行され我が国の租税法を完成させられた金子先生のご尽力にあることを、直接お聞きすることができました。

日税連税制審議会

日税連においては、会長の諮問機関であり、税制のあり方を提言する「税制審議会」の委員として1978年からご尽力いただき、1987年からは同審議会の会長をお務めいただきました。税制審議会は、学識経験者及び税理士によって構成されており、単年度ごとに発せられる諮問に応じ、税制並びに税務行政全般について調査・審議を行い、その結果を答申しています。この答申は、日税連が毎年、関係省庁に提出する税制改正建議書に反映されており、近年では、令和5年度税制改正において、税制審議会の答申の内容がベースとなり、相続税・贈与税の見直しが行われました。住澤主税局長からも「日税連税制審議会答申の趣旨は、相続税改正に反映させていただきました」とのお言葉をいただいた時は、飛び上がりました。

税制審議会の答申は、財務省や国税庁の関心も高く、税制改正において大きな影響力を有していると自負していますが、このような今日の地位を築くことができたのも、すべて40年以上にわたりご尽力いただいた金子先生のおかげです。

「日本税理士会連合会・金子宏賞」の創設

第二次世界大戦後に全土が焦土と化し、国土だけでなく国民の拠りどころとすべき憲法・法律も経済も焼け野原となった我が国に、租税法の礎を築き、租税研究に多くの功績

を残された故・金子宏先生を顕彰すべく、2023年7月の日税連総会より、申告納税制度・税理士制度の発展に寄与した者に対して授賞を行う制度が創設されました。第1回、第2回は日税連のシンクタンクである税制審議会が長いこと金子先生を支え、意見書を取りまとめられた小池正明税理士、上西左大信税理士が受賞の栄に浴されましたが、学者・民間人と幅広く顕彰する予定です。

先生のご存在があられたからこそ、今日の申告納税制度とそれを支える税理士制度があることは言うまでもありません。

そのことを常に税理士会の各事業年度の事業履歴に加えるべく、金子宏賞を創設いたしました。時代がどのように変化しようとも、この制度がリマインダーの役目も果たし、申告納税制度を堅持することが我が国租税制度と税理士の原点であることを確認できることは重要です。

今回、日本税務研究センターより原稿依頼があり、本稿を寄稿させていただける榮譽に浴しましたことにお礼を申し上げます。

金子宏先生のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

〔参考文献〕

1. 東京会会報「東京税理士界」新春対談（2013年1月号）
2. 日税連会報「税理士界」新春対談（2016年1月号）



第1回A-Zセミナー終業式



金子宏先生と『租税法17版』を挟んで